

消基発第 307 号
令和 8 年 6 月 23 日

各 市 町 村 長
各消防補償等組合管理者
各水防事務組合管理者
水害予防組合管理者 } 様

消防団員等公務災害補償等共済基金
常務理事 中村 賢

公務外等文書料の支給要綱の一部改正について（通知）

今般、公務外等文書料の支給要綱（平成 21 年 3 月 24 日伺定）の一部を別添のとおり改正したので通知します。

なお、この改正の概要は下記のとおりですので、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

第 1 改正の概要

医学上の検討を要するものとして基金が提出を求めた医師の診断書若しくは意見書（以下「医学的文書」という。）のうち、公務外と決定した事案及び障害補償に該当しないと決定した事案等に係る医学的文書に要した費用に対して支給する額を 1 通につき 6,000 円までの額としたこと。

第 2 適用日

改正後の公務外等文書料の支給要綱は、令和 8 年 6 月 1 日以後に決定した事案等に係る公務外等文書料について適用し、同日前に決定した事案等に係る公務外等文書料については、なお従前の例による。

第 3 その他

改正後の公務外等文書料の支給要綱は、当基金ホームページの「諸規程」から参照されたい。

公務外等文書料の支給要綱の一部を改正する要綱

令和 8 年 6 月 23 日
伺 定

公務外等文書料の支給要綱(平成 21 年 3 月 24 日伺定)の一部を次のように改正する。
第 2 条第 2 項第 1 号中「5,000 円」を「6,000 円」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 6 月 23 日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、令和 8 年 6 月 1 日以後に決定した事案等に係る公務外等文書料について適用し、同日前に決定した事案等に係る公務外等文書料については、なお従前の例による。